

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

消費税の会計処理で節税を

Q：先日、本社で使うために応接セットを198,000円で購入し、消費税9,900円と合わせて207,900円を支払いました。この応接セットの取得に対し、消費税の会計処理によって消費税法及び法人税法上の違いが生じますか。

A：消費税法上の違いは会計処理によってはありませんが、法人税法上は、税抜方式の方が有利になります。

【解説】

消費税の会計処理方法には、税込方式と税抜方式があります。事務処理の観点からは税込方式の方が容易ですが、節税という観点からすると、次の点で税抜方式の方が有利です。

(1) 少額減価償却資産の取得価額の判定

20万円未満の減価償却資産は損金に算入することができます。税込方式では、消費税を含んだ金額で20万円未満かどうかを判定しますが、税抜方式の場合は消費税を含まない金額で判定します。

たとえば、税込方式の場合にはご質問の応接セットの取得価額は207,900円になりますので、固定資産に計上しなければなりません。一方、税抜方式の場合、198,000円が取得価額、9,900円は仮払消費税として処理されますから、この応接セットの取得価額は20万円未満となり、損金に算入することができます。

(2) 交際費にかかる消費税の額

税込方式によれば、消費税込みの金額が交際費の額になりますが、税抜方式では消費税の額は交際費に含まれません。

